

一般財団法人世田谷トラストまちづくり無期契約職員給与規程

令和3年2月25日
世トま規程第113号

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人世田谷トラストまちづくり無期契約職員就業規程（平成30年4月規程第84号。以下「無期契約職員就業規程」という。）第8条に基づき、一般財団法人世田谷トラストまちづくり無期契約職員（以下「無期契約職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で無期契約職員とは、無期契約職員就業規程第2条の規定による職員をいう。

(準用)

第3条 無期契約職員の給与に関する事項については、有期契約職員給与規程第4条から第23条まで及び第26条から第29条までの規定を準用する。

(欠勤者等の給与)

第4条 欠勤者又は休職者の給与については、前条により準用する有期契約職員給与規程第23条に定める場合を除くほか、別表第1に定めるところによる。
2 無期契約職員就業規程第14条の規定により育児休業中の職員には、その育児休業の期間中いかなる給与も支給しない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

欠勤者又は休職者等の給与支給基準

	原因	給与支給基準			
1 欠 勤	(1) 業務上の事由又は通勤途上の負傷、疾病による欠勤	給与の支給に替えて、無期契約職員就業規程の第11章「保健衛生及び災害補償」に定める休業補償を行う。			
	(2) 業務外の負傷、疾患による欠勤	欠勤した日から90日間は給与の全額を支給し、90日間を超えるときは給与を支給しない。			
	(3) 結核性疾患による欠勤	欠勤した日は給与の全額を支給する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">無期転換前の勤務期間</td> <td style="width: 50%;">休養期間</td> </tr> <tr> <td>5年以上の者</td> <td>3年以内</td> </tr> </table>	無期転換前の勤務期間	休養期間	5年以上の者
無期転換前の勤務期間	休養期間				
5年以上の者	3年以内				
2 休 職 等	(1) 無期契約職員就業規程第6条第1項第1号	休職期間が1年に達するまでは、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の80の額を支給し、1年を超えるときは、給与を支給しない。			
	(2) 同第2号	給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60の額以内を支給する。			
	(3) 同第3号	給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の70の額を支給する ただし、無期契約職員が業務上の事由又は通勤により災害を受けたと認められるときは、給与の支給に替えて、無期契約職員就業規程の第11章「保健衛生及び災害補償」に定める休業補償を行う。			
	(4) 同第4号	給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70の額を支給する。			